

令和 8 年度
水道メーター購入業務仕様書

精華町上下水道部

目 次

1. 適用
2. 適用法令及び適用規格
3. 用語の定義
4. 検定の時期
5. 検定証印又は基準適合証印
6. 適用メーター
7. 材質
8. 表示
9. 塗装及び色相
10. 付属品
11. 納品
12. 検査
13. 保証
14. 疑義の解釈
15. 購入予定数一覧

1. 適用

本仕様書は、精華町（以下「発注者」という。）が新品購入する水道メーター（以下「メーター」という。）に適用する。

2. 適用法令及び適用規格

水道メーター納入者（以下「受注者」という。）が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。

a. 計量法関係

- (ア) 計量法
- (イ) 計量法施行令
- (ウ) 計量法施行規則
- (エ) 特定計量器検定検査規則
- (オ) 指定製造事業者の指定等に関する省令

b. 水道法関係

- (ア) 水道法
- (イ) 水道法施行令
- (ウ) 水道法施行規則
- (エ) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

c. 日本工業規格

- (ア) JIS B 8570-1 水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様
- (イ) JIS B 8570-2 水道メーター及び温水メーター 第2部：取引又は証明用
- (ウ) JIS B 7554 電磁流量計

3. 用語の定義

新品購入とは、上ケース及び下ケースを含む全ての部品に新品を使用して製造したメーターを購入することをいう。

4. 検定の時期

メーターは計量法による検定合格後1ヶ月以内のものとする。

5. 検定証印又は基準適合証印

- (1) メーターは、計量法及び関係法令に基づいて検定を受け、又は検査（承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの）を行なったものとする。
- (2) メーターには、次のいずれかの証印を付する。
 - ア 計量法第72条第1項に規定する検定証印
 - イ 計量法第96条第1項に規定する基準適合証印（ウによるものを除く）
 - ウ 指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第4項に基づき認められた基準適合証印<シール>（平成13年独立行政法人産業技術総合研究所公告第30号による）

6. 適用メーター

この仕様書で規定するメーターは下表による。

種別	種類・構造	指針表示他
1	乾式・接線流羽根車式	アナログ・デジタル併用表示、視認部固定型、ねじ接続
2	電子式（乾式）・接線流羽根車式	液晶デジタル表示、ねじ接続、8ビット
3	乾式・たて型軸流羽根車式	アナログ・デジタル併用表示、ねじ接続
4	乾式・たて型軸流羽根車式	アナログ・デジタル併用表示、フランジ接続
5	電子式・たて型軸流羽根車式	液晶デジタル表示、フランジ接続、8ビット
6	電磁式水道メーター（内蔵電池）	液晶デジタル表示、ねじ接続
7	電磁式水道メーター（内蔵電池）	液晶デジタル表示、フランジ接続

計量範囲・主要寸法

メーターの計量範囲及び主要寸法は下表による。

種別	Q3	R	メーター 本体全長	全長	ねじ・接続部	参考
	(m ³ /h)		(mm)	(mm)	外径(mm)・山数	(口径)
1・2	2.5	100	100	/	26.44 , 山数 14	13
	4	100	190	/	33.25 , 山数 11	20
	6.3	100	225	/	41.91 , 山数 11	25
3	16	100	245	/	59.62 , 山数 11	40
	16	100	245	/	75.18 , 山数 11	50
4・5	40	100	245	560	フランジ接続	50
	63	100	300	630	フランジ接続	75
	100	100	350	750	フランジ接続	100
6	25	250	245	/	ねじ接続	50
7	25	400	170	560	フランジ接続	50
	63	400	190	630	フランジ接続	75
	100	400	210	750	フランジ接続	100
	250	400	230	1,000	フランジ接続	150

7. 材質

- (1) メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度と耐久性を有するものとする。
- (2) 水道水に接する部品については、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合するものとする。
- (3) 上・下ケースは同材質のものとする。
尚、鉛レス銅合金の場合は、無色透明の酸化防止処理を施すこと。
- (4) 鉛レス銅合金（鉛含有率 0.25WT%以下の銅合金）は次表の材質記号をメーター所定の位置に鋳出しする。

鉛レス銅合金の種類		部品材料表示	材質記号
JIS H 5120	ビスマス青銅鋳物 1 種、2 種	CAC 901、902、905、906	B
JIS H 5120	ビスマスセレン青銅鋳物 1 種	CAC 911	B
JIS H 5120	シルジン青銅鋳物 4 種	CAC 804 ※1	E
JIS H 5120	その他青銅鋳物	CAC 406 と同等以上 ※2	無記号

※1 ねじ込み式については、ECO BRASS は不可。SnECO は可とする。

※2 JIS H 5120 CAC 406 と同等以上の強度・耐久性・耐食性を有し、鉛の含有量が 0.25WT%以下の銅合金のもの。（発注者が承諾したものに限る。）

8. 表示

- (1) 下記の項目をメーターに表示すること。
 - ア 発注者が指定する番号及び記号
 - イ JIS B 8570-1 及び JIS B 8570-2 に規定する表示項目
- (2) 表示は明瞭で、容易に消滅しない方法で表記すること。尚、シール又はラベル等による場合は、8年以上の耐久性を有し、容易に剥がれない接着剤で確実に貼り付けること。

9. 塗装及び色相

鉛レス銅合金製のメーターケースは無塗装とする。但し、無着色透明の酸化防止処理をする。メーター本体、伸縮補足管等で材質がダクタイル鋳鉄製の場合はエポキシ樹脂粉体塗装し、塗装色は、日本塗料工業会色番号 AN-55（グレー）、マンセル値 N5.5 とする。

10. 付属品

- (1) メーター1個にメーター接続用ユニオンパッキン2枚を納入すること。
口径 13 mm～50 mmまでのユニオンパッキンは口径ごとに袋に入れて納入すること。
材質は合成ゴムとし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ」高度（HS）80相当とする。
- (2) 大型（フランジ）メーター接続用ボルト・ナット（焼付け防止ステンレス製）の必要本数、全面パッキン2枚を添付すること。
- (3) 大型（フランジ）メーターには伸縮補足管（スライド式）を付属すること。材質・塗装は、ダクタイル鋳鉄製エポキシ樹脂粉体塗装とする。
- (4) メーターの両端の取付部はねじ保護用のための樹脂製キャップを取り付けること。
- (5) メーターのフランジ側には空転防止の処置を講ずること。
- (6) 電子式（遠隔式）メーターは個別型受信器を付属し、コードの長さは口径 50 mm、75 mm 及び 100 mmについては 15m、口径 13 mm及び 20 mmについては 5m を基本とするが、発注時に長さを指定する。

1 1. 納品

- (1) 発注者の指定する場所に、口径ごとの番号順に納入すること。
- (2) メーター（ねじ式）はプラスチック製（PP）ケース（水抜き用の穴が開いているもの）で納品すること。

口径	13	20	25	40	50
収納個数	20 個入	10 個入	8 個入	6 個入	5 個入

プラスチックケースには、製造業者名、口径、ケース番号、メーター番号（最小～最大番号）を明記すること。

1 2. 検査

- 1) 納入に際しては次の検査を行なう。但し、性能確認検査については、発注者が必要と認めた場合に行なうことがある。
 - (1) 外観検査
 - (2) 数量の確認
 - (3) 寸法検査
 - (4) 検定証印又は基準適合証印の確認
 - (5) メーターは自社にて型式承認番号を取得したものであること。（他社購入品は不可）
 - (6) その他（検査合格証明書 1部添付のこと）

2) 納入検査の結果（改善の指示等）

納入検査により不相当と判断された場合は、速やかに改善し再検査を受けるものとする。

1 3. 保証

納入後、1年以内に故障が生じ、その故障の原因が納入者にあることが明らかな場合、また、検定有効期間の満了内に異常が疑われた場合には、受注者は発注者の求めに応じ、速やかに誠意を持って対応すると共に、その結果について報告書を提出しなければならない。

1 4. 疑義の解釈

この仕様書に定めていない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議する。

15. 購入予定数一覧

種別	口径 (mm)	型式及び付属品	購入予定(個)
1	13	乾式・接線流羽根車式 直読式水道メーター (L=100mm)、パッキン(2枚)付	674
1	20	乾式・接線流羽根車式 直読式水道メーター (L=190mm)、パッキン(2枚)付	1500
1	25	乾式・接線流羽根車式 直読式水道メーター (L=225mm)、パッキン(2枚)付	19
3	40	乾式・たて型軸流羽根車式 直読式水道メーター ねじ込み(読み取り部分5桁)、パッキン(2枚)付	21
3	50	乾式・たて型軸流羽根車式 直読式水道メーター ねじ込み(読み取り部分5桁)、パッキン(2枚)付	12
2	13	接線流羽根車式 電子式水道メーター (L=100mm)、受信器、発信器コード5m、 パッキン(2枚)付	1
2	20	接線流羽根車式 電子式水道メーター (L=190mm)、受信器、発信器コード5m、 パッキン(2枚)付	1
4	50	乾式・たて型軸流羽根車式 直読式水道メーター 伸縮補足管付、SUSボルトナット、 フランジパッキン(2枚)付	4
5	50	たて型軸流羽根車式 電子式水道メーター 受信器、発信器コード15m、伸縮補足管付、 SUSボルトナット、フランジパッキン(2枚)付	1
5	75	たて型軸流羽根車式 電子式水道メーター 受信器、発信器コード15m、伸縮補足管付、 SUSボルトナット、フランジパッキン(2枚)付	1

備考

1. メーターの上下ケースの材質は、鉛レス銅合金(13～ネジ接続50mm)とする。
フランジ型メーターは鉛レス銅合金又はダクタイル鋳鉄とする。
2. ケース内外面は、緑青対策として、容易に剥離することのない無色透明の塗装を行なうこと。
3. メーター内部の各部品及び塗装は、水質に影響を与えてはならない。
4. 各水道メーターの本体及び蓋には発注者の指示した番号を刻印すること。
5. 各水道メーターの蓋は、発注者が指定した色とすること。
6. 対応年限のラベルを蓋の裏に貼り付けること。
7. 発信機コードの長さについては、発注時に確定することとする。
8. 発注(購入)は、その都度必要数とする。

(注) 購入予定数は、見込み数量であり、購入数量を保証するものではない。